



# 宮崎県公報

平成20年7月31日(木曜日)号外 第45号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 規則

○温泉法施行細則の一部を改正する規則……………(自然環境課) 1

## 規則

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月三十一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県規則第五十三号

#### 温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(平成十四年宮崎県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「温泉利用計画書」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 掘削孔断面図
- 二 掘削する地点を明示した写真

第六条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 申請者が増掘又は動力を装置する権利を有することを証する書類

- 二 増掘の場合にあつては、増掘孔断面図
- 三 動力の装置の場合にあつては、温泉の成分分析の写し
- 四 増掘又は動力を装置する地点を明示した写真

第七条の次に次の一条を加える。

(土地掘削等のための施設等の重要な変更の許可の申請書)

第七条の二 省令第四条の二第一項の申請書は、土地掘削(増掘)施設等変更許可申請書(別記様式第七号の二)によるものとする。

第八条第二項第一号中「温泉孔柱状図」の下に「及び掘削(増掘)孔断面図」を加え、同条の次に次の七条を加える。

(温泉の採取の許可の申請書)

第八条の一 省令第六条の二第二項の申請書は、温泉採取許可申請書(別記様式第九号の二)によるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書)

第八条の三 省令第六条の四第一項の申請書は、合併(分割)に係る温泉採取事業承継承認申請書(別記様式第九号の三)によるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請書)

第八条の四 省令第六条の五第一項の申請書は、相続に係る温泉採取事業承継承認申請書(別記様式第九号の四)によるものとする。

(可燃性天然ガス濃度の確認の申請書)

第八条の五 省令第六条の七第一項の申請書は、可燃性天然ガス濃度確認申請書(別記様式第九号の五)によるものとする。

(確認を受けた者の地位の承継の届出書)

第八条の六 省令第六条の八第一項の届出書は、可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位承継届出書(別記様式第九号の六)によるものとする。

(温泉の採取のための施設等の重要な変更の許可の申請書)

第八条の七 省令第六条の十第一項の申請書は、温泉採取施設等変更許可申請書(別記様式第九号の七)によるものとする。

(温泉の採取の事業廃止の届出書)

第八条の八 省令第六条の十一第一項の届出書は、温泉採取事業廃止届出書(別記様式第九号の八)によるものとする。

第九条第二項第三号を削る。

別記様式第一号中

工事の施工方法	
---------	--

を

工事の施工方法	
掘削のための主要な設備の構造及び能力	巻揚機(ドローワークス) 泥水ポンプ(マッドポンプ) や ぐ ら 噴出防止装置

に、

- 1 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図(掘削しようとする位置を明確に表示し、掘削しようとする場所から350メートル以内にある既存の源泉との距離を記入すること。)
- 2 申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有する者であることを証する書類(掘削しようとする土地の登記事項証明書等)
- 3 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 4 温泉利用計画書

を

- 1 位置図(縮尺50,000分の1以上の地形図に申請地の位置を明示すること。)
- 2 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図(掘削しようとする位置を明確に表示し、掘削しようとする場所から350メートル以内にある既存の源泉との距離を記入すること。)
- 3 地籍図又は字図(複数の土地境界等の目標となる物から申請地までの距離を記入し、申請地の位置を明示すること。)
- 4 掘削しようとする土地の登記事項証明書
- 5 申請者以外の者が掘削しようとする土地を所有する場合は、掘削する権利を有することを証する書面
- 6 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 7 掘削孔断面図
- 8 温泉の必要性、利用計画等を記した温泉利用計画書
- 9 掘削する地点を明示した写真
- 10 掘削のための設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 11 掘削のための施設の種類、構造及び設備並びに掘削の方法が省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 12 省令第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- 13 他の法令の許可等を要する場合は、手続の状況がわかる書類(許可書、許可申請書の写し等)
- 14 その他知事が必要と認める書類又は図面

に改める。

別記様式第一号中「第11条第2項」を「第11条第2項又は第3項」に改める。

別記様式第二号中「第11条第2項」を「第11条第2項又は第3項」に、「第4条第1項第3号から第5号まで」を「第4条第1項第4号から第6号まで」に改める。

別記様式第六号の「第11条第2項」や「第11条第2項又は第3項」及び「第4条第1項第3号から第5号まで」や「第4条第1項第4号又は第5号」に改める。

別記様式第六号の

増掘工事の施工方法	
-----------	--

を

増掘工事の施工方法	
増掘のための主要な設備の構造及び能力	巻揚機 (ドローワークス)
	泥水ポンプ (マッドポンプ)
	や ぐ ら
	噴 出 防 止 装 置

に

- 1 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図 (増掘しようとする位置を明確に表示し、増掘しようとする場所から 200メートル以内にある既存の源泉との距離を記入すること。)
- 2 申請者が温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

を

- 1 位置図 (縮尺50,000分の1以上の地形図に申請地の位置を明示すること。)
- 2 増掘しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図 (増掘しようとする位置を明確に表示し、増掘しようとする場所から 200メートル以内にある既存の源泉との距離を記入すること。)
- 3 地籍図又は字図 (複数の土地境界等の目標となる物から申請地までの距離を記入し、申請地の位置を明示すること。)
- 4 増掘しようとする土地の登記事項証明書
- 5 申請者以外の者が増掘しようとする土地を所有する場合は、増掘する権利を有することを証する書面
- 6 申請者が温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 7 増掘断面図
- 8 増掘の必要性、利用計画等を記した増掘理由書
- 9 増掘する地点を明示した写真
- 10 増掘のための設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 11 増掘のための施設的位置、構造及び設備並びに増掘の方法が省令第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 12 省令第1条の2第10号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
- 13 他の法令の許可等を要する場合は、手続の状況がわかる書類 (許可書、許可申請書の写し等)
- 14 その他知事が必要と認める書類又は図面

に改める。

別記様式第六号の

- 1 動力を装置しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図 (動力を装置しようとする位置を明確に表示し、動力を装置しようとする場所から 200メートル以内の既存の源泉との距離を記入すること。)
- 2 申請者が温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 動力の装置を詳細に記載した図面

を

- 1 位置図 (縮尺50,000分の1以上の地形図に申請地の位置を明示すること。)
- 2 動力を装置しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図 (動力を装置しようとする位置を明確に表示し、動力を装置しようとする場所から 200メートル以内の既存の源泉との距離を記入すること。)
- 3 地籍図又は字図 (複数の土地境界等の目標となる物から申請地までの距離を記入し、申請地の位置を明示すること。)
- 4 動力を装置しようとする土地の登記事項証明書
- 5 申請者以外の者が動力を装置しようとする土地を所有する場合は、動力を装置する権利を有することを証する書面
- 6 申請者が温泉法第11条第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 7 温泉の成分分析の写し
- 8 動力装置の揚湯能力を示す書類 (能力曲線が記載された仕様書等) 及び動力装置の出力を選定した根拠 (動力装置設置理由書、揚湯試験結果、動力装置の設置断面図等) を示した書類
- 9 動力を装置する地点を明示した写真
- 10 他の法令の許可等を要する場合は、手続の状況がわかる書類 (許可書、許可申請書の写し等)
- 11 その他知事が必要と認める書類又は図面

に改める。

別記様式第七号の次に次の「様式」を加える。

様式第 7 号の 2 (第 7 条の 2 関係)

## 土地掘削 (増掘) 施設等変更許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号 ー )

(電話番号 ー ー )

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

土地の掘削 (増掘) のための施設等の変更を行いたいので、温泉法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 11 条第 2 項において準用する同法第 7 条の 2 第 1 項) の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 シレイ ー			
工事に係る土地の所在、 地 番 及 び 地 目	所 在			
	地 番		地 目	
変 更 内 容				
変 更 理 由				
変更後の工事の着手 及び完了予定日	着手予定日	年 月 日		
	完了予定日	年 月 日		

## 添付書類

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の掘削 (増掘) のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削 (増掘) の方法が省令第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 掘削 (増掘) 時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程
- 4 その他知事が必要と認める書類及び図面

別記様式第九号中「第 8 条第 1 項」や「第 8 条第 1 項 (法 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項)」を

- 1 土地の掘削又は増掘の場合は、温泉孔柱状図
- 2 動力の装置の場合は、動力装置図

を

- 1 土地の掘削又は増掘の場合は、温泉孔柱状図、掘削 (増掘) 孔断面図及び省令第 1 条の 2 第 9 号に規定する記録
- 2 動力の装置の場合は、動力装置図 (配置図及び設置断面図)

に改める。

別記様式第九号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 8 条関係)

## 土地掘削 (増掘・動力装置) 工事廃止届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号 ー )

(電話番号 ー ー )

申請者 住所

氏名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

土地の掘削 (増掘・動力装置) の許可に係る工事を廃止したので、温泉法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 シレイ ー		
工事に係る土地の所在、	所 在		
地 番 及 び 地 目	地 番	地 目	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日		
工 事 施 工 者			
工 事 廃 止 の 理 由			

添付書類

土地の掘削又は増掘の場合は、省令第 1 条の 2 第 9 号に規定する記録

別記様式第九号の次に次の七様式を加える。

様式第 9 号の 2 (第 8 条の 2 関係)

温 泉 採 取 許 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号 ー )

(電話番号 ー ー )

申請者 住所

氏名 ⑩

(法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

温泉の採取の業を行いたいので、温泉法第14条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

掘削許可年月日及び指令番号	年 月 日	シレイ	ー
増掘許可年月日及び指令番号	年 月 日	シレイ	ー
動力装置許可年月日及び指令番号	年 月 日	シレイ	ー
温 泉 採 取 場 所	所 在		
	地 番		
温 泉 採 取 開 始 予 定 日	年 月 日		

添付書類

- 1 採取設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 2 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 設備の設置の状況を現した写真
- 4 省令第6条の2第2項第4号に規定するメタン濃度及び量の測定の結果
- 5 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程
- 6 申請者が温泉法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 7 その他知事が必要と認める書類及び図面

様式第 9 号の 3 (第 8 条の 3 関係)

## 合併 (分割) に係る温泉採取事業承継承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号 ー )

(電話番号 ー ー )

申請者 住所

氏名

印

合併 (分割) に係る温泉採取の事業の承継について承認を受けたいので、温泉法第14条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

合併により消滅する法人又は分割する法人	事業所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により採取の事業を承継する法人	事業所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 シレイ ー	
温 泉 採 取 場 所	所 在	
	地 番	
合併又は分割の予定年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が温泉法第14条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第 9 号の 4 (第 8 条の 4 関係)

相続に係る温泉採取事業承継承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号 ー )  
 (電話番号 ー ー )  
 申請者 住所  
 氏名 印

相続に係る温泉採取の事業の承継について承認を受けたいので、温泉法第14条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

被相続人との続柄		
被相続人	氏 名	
	住 所	
許可年月日及び指令番号		年 月 日 シレイ ー
温泉採取場所	所 在	
	地 番	
相続開始の年月日		年 月 日

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉利用の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 申請者が温泉法第14条の 2 第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当しない者であることを誓約する書面



様式第 9 号の 5 (第 8 条の 5 関係)

## 可 燃 性 天 然 ガ ス 濃 度 確 認 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号 ー )

(電話番号 ー ー )

申請者 住所

氏名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

温泉の採取の場所における可燃性天然ガス濃度の確認を受けたいので、温泉法第14条の5第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

掘削許可年月日及び指令番号	年 月 日 シレイ ー
増掘許可年月日及び指令番号	年 月 日 シレイ ー
動力装置許可年月日及び指令番号	年 月 日 シレイ ー
温 泉 採 取 場 所	所 在
	地 番
温 泉 採 取 開 始 予 定 日	年 月 日
メ タ ン 濃 度 測 定 に 関 する 事 項	測 定 場 所
	測 定 日
	測 定 方 法
	測 定 結 果
	測 定 者

## 添付書類

- 1 温泉の採取の場所の状況を現した写真
- 2 メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真
- 3 その他知事が必要と認める書類及び図面

様式第 9 号の 6 (第 8 条の 6 関係)

可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位承継届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号 ー )  
 (電話番号 ー ー )  
 届出者 住所  
 氏名 ⑩  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 及び名称並びに代表者の氏名)

可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位を承継したので、温泉法第14条の6第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

確認を受けた者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
可燃性天然ガス濃度確認日	年 月 日	
温泉採取場所	所 在	
	地 番	
地位を承継した日	年 月 日	

添付書類

- 1 事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写し
- 2 相続の場合にあつては、次に掲げる書類
  - (1) 戸籍謄本
  - (2) 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

様式第 9 号の 7 (第 8 条の 7 関係)

## 温 泉 採 取 施 設 等 変 更 許 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号 ー )

(電話番号 ー )

申請者 住所

氏名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

温泉採取のための施設等の変更を行いたいので、温泉法第14条の7第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

許可年月日及び指令番号	年 月 日 シレイ ー		
温 泉 採 取 場 所	所 在		
	地 番		
変 更 内 容			
変 更 理 由			
変 更 後 の 工 事 の 着 手 及 び 完 了 予 定 日	着手予定日	年	月 日
	完了予定日	年	月 日

## 添付書類

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の温泉採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- 4 採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程
- 5 その他知事が必要と認める書類及び図面

様式第 9 号の 8 (第 8 条の 8 関係)

## 温 泉 採 取 事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(郵便番号 ー )

(電話番号 ー ー )

申請者 住所

氏名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

温泉の採取の事業を廃止したので、温泉法第14条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

許可年月日及び指令番号 又は確認年月日	年 月 日 シレイ ー	
温 泉 採 取 場 所	所 在	
	地 番	
温 泉 採 取 事 業 廃 止 日	年 月 日	
温 泉 の ゆ う 出 路 の 埋 戻 し 状 況 (温泉採取許可者のみ)		

## 添付書類

温泉の採取の許可を受けた者にあつては、次に掲げる書類

- 1 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面
- 2 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

別記様式十号中

「5 温泉の成分分析の写し」

を

「5 温泉の成分分析の写し  
6 その他知事が必要と認める書類又は図面」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第八条の次に七条を加える改正規定中第八条の五に係る部分の規定及び別記様式第九号の次に七様式を加える改正規定中別記様式第九号の五に係る部分の規定は、平成二十年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の温泉法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。